

カンボジア

主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国 [Kingdom of Cambodia]
面積 (km ²)	181,035
海岸線延長 (km)	443
人口 (百万人)	13.9
人口密度 (人/km ²)	76.8
GDP (百万 US\$)	10,804
一人当り GDP (US\$)	775
主要鉱産物：鉱石	工業用岩石、砂
主要鉱産物：地金	—
鉱業管轄官庁	工鉱業エネルギー省鉱物資源総局 (Ministry of Industry, Mines and Energy, General Department of Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会 (CDC)
鉱業法	鉱物資源の管理及び利用に関する法律 (Law on Management and Exploitation of Mineral Resources, 2001)
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法 (Law on Investment of Kingdom of Cambodia, 1994)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996 環境影響調査プロセスに関する政令, 1999 水質汚濁の管理に関する政令, 1999 固形廃棄物の管理に関する政令, 1999 大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000
鉱業公社	—
鉱業活動中の民間企業	BHP Billiton Ltd., Southern Gold Ltd., OZ Minerals Ltd.
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	NGO による指摘：鉱業がもたらす環境破壊、関連する汚職等について NGO に指摘されている。2009 年 2 月に Global Witness が「Country for Sale」というレポートを発表
2009 年のトピックス	Mondolkiri 州でボーキサイトの調査を行っていた BHP Billiton が撤退した

1. 鉱業一般概況

- ・ 鉱山開発の実績は依然無い。
- ・ Mondolkiri 州でボーキサイトの調査を行っていた BHP Billiton は 2009 年 12 月、調査結果が同社の基準に合致しないとして撤退した。カンボジア政府は、当該地域の鉱業権を同月中にベトナム企業に付与したとされる。

2. 鉱業政策の主な動き

- ・ 2009 年は特になし。
- ・ カンボジアへの投資は、外国人の土地所有が制限されている他は基本的に内外無差別であり、カンボジア開発評議会（CDC）による投資奨励許可を受けると、以下の優遇措置がある。
 - ①3～6 年間の法人所得税の減免
 - ②上記免税期間中の法人所得税先払い又は最低税額の支払免除
 - ③使用する機材の輸入関税免税
 - ④輸出税免税
- ・ ただし、鉱物資源探鉱事業は、法人所得税減免対象とはならない。

3. 我が国との関係

(1) 国際協力機構（JICA）は、鉱業振興マスタープラン調査を 2008 年から 2010 年まで実施。主な内容は以下のとおり（出典：国際協力機構）。

- ①鉱業分野の現状把握と分析
- ②データ及び図面を含む地質・鉱物資源情報の整備
- ③投資促進アクションプランの策定
- ④中長期的優先課題に係るアクションプランの策定
- ⑤地質・鉱物資源情報の GIS データベース構築
- ⑥情報開示のためのウェブサイトの構築
- ⑦技術移転セミナー、ワークショップの開催 等

(2) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が、豪州企業 Southern Gold Ltd. の現地子会社が Kracheh 州及び Mondkiri 州において保有する鉱区で、2008 年 3 月から同社との共同調査を実施中。

4. その他トピックス

BHP Billiton は、2010 年 4 月 21 日付の探鉱開発報告書において、既に撤退したプロジェクト（プロジェクト名非公表）で米国反汚職法に違反する行為があった可能性があり、当局の調査に協力していると発表した。カンボジア紙では、同社が 2009 年に撤退した Mondolkiri 州におけるボーキサイト探鉱事業において政府関係者への不正資金提供があった可能性を指摘している。

（ジャカルタ事務所 小岩孝二）